

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」の実施について

平成 29 年度追加集合注射

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎）☎ 0291-35-2111

平成 29 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射（追加集合注射）を次の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や獣犬も例外ではありません（全ての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン！

○日程表

実施日	時 間	会 場
10月28日 (土)	9:00～9:15	要地区館
	9:25～9:40	西浦地区学習センター
	9:50～10:05	島並農村集落センター
	10:15～10:30	行方市役所 麻生庁舎
	10:45～11:00	太田地区館
	11:10～11:25	大和地区館
	11:35～11:50	繁昌地区学習センター
	12:00～12:15	行方市役所 北浦庁舎
10月29日 (日)	9:00～9:15	玉川地区学習センター
	9:25～9:40	手賀地区学習センター
	9:50～10:05	行方市役所 玉造庁舎
	10:15～10:30	羽生地区学習センター
	10:45～11:00	中山消防機庫
	11:10～11:25	小貫地区学習センター
	11:35～11:50	武田地区館

※予防注射は開業獣医師でも受けられます。

○登録料等

区分	登録済み	未登録
登録手数料	一	2,000 円
注射済証料	350 円	350 円
予防注射料金	3,000 円	3,000 円
計	3,350 円	5,350 円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎）☎ 0291-35-2111

☆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

10月は、飼い主マナー向上推進月間です

飼い主のモラルが問われています。

周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。



1. 犬はつないで、事故防止に心がけましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬は放れてしまうと、他人に恐怖心を与えることなく、咬みつき事故を起こしたり、交通事故にあったりとさまざまな事件事故の原因になります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

万が一、迷子になってしまって戻ってこられるように、鑑札や狂犬病注射済票、迷子札（電話番号など）をつけておきましょう。

2. 排せつ物の処理を適切に行いましょう。

愛犬の「ウン」の後始末は飼い主の義務です。

公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにして散歩中に「ウン」をしたときは、必ず持ち帰り処分しましょう。

3. ノラ犬やノラ猫に餌を与えないようにしましょう。

飼い主不明の犬・猫には餌だけ無責任に与えないようにし、飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないよう正しく飼いましょう。